

## 協定書（案）

天津市（以下「甲」という。）と株式会社ニッシン（以下「乙」という。）との間に、乙が天津市伊香立下在地町地先において「地区画整理事業（事業名：チャンピオンヒルズ建設事業。以下「事業」という。）を施行するに当たり、隣接する甲が所有する天津市立伊香立中学校（以下「本件学校」という。）の敷地からの排水の処理に関して、次のとおり協定書を締結する。

### （注記）

第1条 乙は、乙が事業用地に設置する排水施設（以下「排水施設」という。）について、民法（明治29年法律第89号）第221条第1項の規定に基づき、甲が所有する本件学校の敷地からの排水を通過させるため、これを使用させるものとし、甲は、これを使用するものとする。

### （排水施設）

第2条 排水施設は、本件学校の敷地と事業用地との境界から調整池までの間の別図に示す部分に乙が設置する工作物とする。

2 乙が排水施設を設置するに当たり、本件学校の敷地内で設置する必要がある工作物については、甲と協議の上で、乙が施行する。

### （排水施設の維持管理）

第3条 乙は、排水施設を適正に維持管理するものとし、甲はこれに協力する。

### （覚書の締結）

第4条 甲が排水施設を使用することに伴う甲の費用負担については、別途覚書を締結するものとする。

### （土地利用の変更）

第5条 甲及び乙は、本件学校の敷地又は事業用地の土地利用等を変更する場合であつて当該排水処理に影響があると思われるものについては、事前に相手方と協議し、本件学校の敷地及び事業用地の排水処理に問題が生じないようにするものとする。

### （譲渡の通知義務）

第6条 甲及び乙は、本件学校の敷地又は事業用地の権利を第三者に譲り渡す場合は、事前に相手方に通知するものとする。

### （協定書の承継）

第7条 甲及び乙は、前条に規定する場合においては、この協定書の内容を譲受人に承継させるものとする。

### （協定書に関する紛争の解決）

第8条 この協定書に関し、第三者から異議申立てがあつたときは、甲及び乙は責任をもつて解決するよう努めなければならない。

### （信義誠実の原則）

第9条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定書を遵守しなければならない。

### （疑義の決定）

第10条 この協定書について、疑義のあるとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

## 覚書（案）

大津市（以下「甲」という。）と株式会社ニッシン（以下「乙」という。）との間に、乙が大津市伊香立下在地町地先において土地区画整理事業（事業名：チャンピオンヒルズ建設事業。以下「事業」という。）を施行するに当たり、隣接する甲が所有する大津市立伊香立中学校の敷地からの排水の処理に関して、平成30年 月 日付けで締結した協定書第4条の規定に基づき、次のとおり覚書を締結する。

### （費用負担の金額）

第1条 乙が施行する事業の終了の認可（土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項に規定する認可をいう。）がされることを停止条件とし、甲は、民法（明治29年法律第89号）第221条第2項の規定に基づき、乙が事業用地に設置する排水施設（以下「排水施設」という。）を使用することに伴う費用として、●●●●円を負担する。ただし、当該費用負担の金額に関して、排水施設の設置に係る費用の増加に伴う変動は生じないものとする。

### （費用負担の請求の制限）

第2条 乙は、前条に規定する甲が負担する費用を受領した後は、排水施設の設置及び通常の管理に係る費用について、甲に対して、いかなる請求も行わないこととする。  
2 当該排水施設について天災その他不可抗力による毀損又は甲の責に帰すべき事由による毀損（本件学校の敷地及び同敷地から流入した廃水による毀損を含む）が生じた場合には、排水施設の復旧費用の負担について、甲乙協議するものとする。

### （費用負担の支払時期）

第3条 甲は、第1条に規定する停止条件が成就し、かつ、排水施設の施工完了及び乙が排水施設の設置に係る費用を施工業者に支払った事実を確認したときは、乙からの請求に基づき、同条に規定する費用を乙に支払うものとする。

### （覚書の承継）

第4条 乙が排水施設を設定している事業用地を第三者に譲り渡す場合には、当該第三者に対して、本覚書の当事者たる地位を承継させるものとする。

### （覚書に関する紛争の解決）

第5条 この覚書に関し、第三者から異議申立てがあったときは、甲及び乙は責任をもって解決するよう努めなければならない。

### （信義誠実の原則）

第6条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの覚書を遵守しなければならない。

### （疑義の決定）

第7条 この覚書について、疑義のあるとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

上記覚書の交換を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。